

W7 建設機械の保有状況（機種追加）

令和5年1月1日以降の申請より加点の対象となる機種が増えます。

【加点対象となる機種】

ショベル系掘削機
ブルドーザー
トラクターショベル
モーターグレーダー
移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)
大型ダンプ
(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)

《追加機種》

土砂の運搬が可能な全てのダンプ
(ダンプ・ダンプフルトレラ・ダンプセミトレラ)
締固め用機械
解体用機械
高所作業車(作業床の高さ2m以上)

1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点されます。また、定期検査により保有・稼働確認ができるものに限りです。

保有台数	W7点数	P点換算	保有台数	W7点数	P点換算
15台以上	15	21	7	11	16
14	15	21	6	10	14
13	14	20	5	9	13
12	14	20	4	8	11
11	13	18	3	7	10
10	13	18	2	6	9
9	12	17	1	5	7
8	12	17	0	0	0

単純に固定資産が増えるとY点の点数が下がります。「減価償却費」はY点とX2で加点されるので、可能な限り減価償却を行い、固定資産の計上額を減らしましょう。

経営状況分析センター 眞藤 亜沙美

令和5年8月14日以降の審査基準日から適用

その他社会性（W） 算出方法の変更

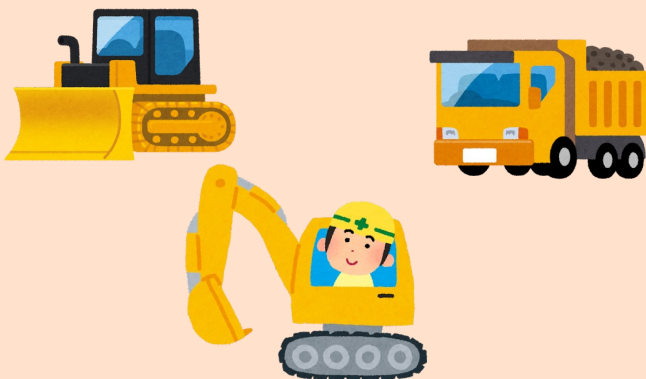
＜令和5年8月13日までの審査基準日＞

評点W = (W1+W2+W3+W4+W5+W6+W7+W8+W9+W10) × (1,900/200) 最高点2,061点 (P: 309点)

＜令和5年8月14日以降の審査基準日＞

評点W = (W1+W2+W3+W4+W5+W6+W7+W8)

↓
× (1,750/200) 最高点2,073点 (P: 311点)



令和5年8月14日以降の審査基準日から、その他社会性（W）の算出方法が変更になります。変更後のP点換算値は左の表の通りです。

保有台数	W7点数	P点換算	保有台数	W7点数	P点換算
15台以上	15	20	7	11	14
14	15	20	6	10	13
13	14	18	5	9	12
12	14	18	4	8	11
11	13	17	3	7	9
10	13	17	2	6	8
9	12	16	1	5	6
8	12	16	0	0	0